

## 令和2年4月から健康保険法の一部が改正されます

被扶養者の要件に「日本国内に住所を有するもの」であることが追加され、被扶養者が国内に居住していない場合には、令和2年4月1日の施行に伴い被扶養者の要件に該当しなくなるため、施行日をもって被扶養者異動届の届出により資格を削除する必要があります。

■ 但し、次のケースは例外となります

- ① 留学をする学生
- ② 海外赴任する被保険者に同行する家族
- ③ 観光や保養、ボランティアなど就労以外の目的で、一時的に日本から海外に渡航している人
- ④ 被保険者が海外赴任中に当該被保険者との身分関係が生じたものであって、②と同等と認められるもの
- ⑤ その他日本に生活の基盤があると認められる特別な事情があると認められる者

現在扶養認定者で上記の①～⑤のいずれかに該当する方は

「例外事由該当届」に確認書類を添付のうえご提出下さい。

＜添付書類の例＞

例外該当事由	添付書類
① 留学をする学生	学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 海外赴任する被保険者に同行する家族	海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光や保養、ボランティアなど就労以外の目的で、一時的に日本から海外に渡航している者	ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 被保険者が海外赴任中に当該被保険者との身分関係が生じたものであって、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ その他日本に生活の基盤があると認められる特別な事情があると認められる者	個別に判断

※ 書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付して下さい。

また、国内に住所を有していても、日本に滞在する在留資格（ビザ）が次の特定活動に該当する人は、被扶養者とすることができません。

- ① 病院若しくは診療所に入院し、医療を受ける人
- ② ①の日常生活の世話をする人
- ③ 1年を超えない期間、観光、保養、その他これらの類似することを目的として滞在する人